

## 直轄事業負担金の更なる内訳明細等の開示を求める

本日、国土交通省及び農林水産省から、平成20年度分の直轄事業負担金の内訳明細等が示された。

恒久的な庁舎整備や退職手当など、直轄事業の一部を負担する地方としては理解に苦しむ使途が次々と明らかになる中、この情報開示は対象経費等の見直しを国と地方の間で協議する前提となるものであり、現行制度の改革の出発点になるものである。

しかしながら、今回の開示の枠組みは、全国知事会が求めてきた補助事業と同程度のものには至っておらず、両省に対しては、実質的な検証・分析ができるよう、更なる情報開示を求める。あわせて、地方負担金の範囲の考え方についても、明確化を引き続き求めるものである。

全国知事会としては、今後追加される資料も含め、各都道府県における検証・分析を進め、直轄事業負担金問題プロジェクトチームにおいて、負担金の合理的な対象範囲や基準についての地方としての考え方を速やかにまとめ、国との見直し協議に臨む考えである。

また、平成21年度分については、以上をふまえて国から詳細な情報開示と適正な請求がなされない限り、各都道府県で議会や住民への十分な説明責任を果たせず、負担金の支払いができない重大な事態を迎えることになる。

全国知事会としては、こうした負担金の対象範囲や基準の見直しと同時に、維持管理費負担金の来年度からの廃止、地方の意見が十分反映できる仕組みの構築、さらには国と地方の役割分担を明確化した上での最終的な直轄事業負担金制度の廃止に向けて、取り組んでいく決意である。

平成21年5月29日

全国知事会 会長 福岡県知事 麻生 渡  
直轄事業負担金問題PT  
座長 山口県知事 二井関成